

北建協総発第4号
令和4年4月11日

一般社団法人北海道電業協会
会長 阿部幹司様

建設産業交通安全推進北海道本部
本部長 岩田圭剛
〔公印省略〕

「令和4年度工事着工期における建設産業交通事故防止総ぐるみ運動」
について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、早速ではございますが、建設産業交通安全推進北海道本部では、例年どおり5月1日から6月30日までの2か月間にわたり、別紙要領により標記運動を展開し、交通事故の防止を図ることいたしました。

つきましては、本運動に対し本年度もよろしくお願い申し上げます。

なお、送付しておりますリーフレットですが、ご希望の枚数を送らせていただきます。データー等での送付も可能ですので、別紙ご記入のうえ4月20日(水)まで当協会総務課宛にご報告願います。

敬白

事務局 (一社) 北海道建設業協会総務部総務課
(札幌市中央区北4条西3丁目)
TEL (011) 261-6184
FAX (011) 251-2305
E-mail : iwahashi@doukenkyo.jp

別 紙

[令和4年度工事着工期における建設産業交通事故防止総ぐるみ運動] 実 施 要 約

- 1 主 催 建設産業交通安全推進北海道本部
- 2 協 賛 公益財団法人 建設業福祉共済団、北海道砂利工業組合、北海道生コン輸送協会、一般社団法人 日本碎石協会北海道地方本部、公益社団法人 北海道トラック協会
- 3 後 援 北海道開発局、北海道労働局、北海道運輸局、北海道森林管理局、独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構北海道新幹線建設局、東日本高速道路 株式会社北海道支社、北海道、北海道警察、北海道市長会、北海道町村会、公益社団法人 北海道交通安全推進委員会
- 4 実施期間 令和4年5月1日(日)～令和4年6月30日(木)
- 5 期別の運動目的
令和4年度の工事着工期を迎えるにあたり、建設産業関係者の交通事故抑止に向けて、関係機関が一丸となって交通事故防止総ぐるみ運動を展開し、交通ルールの遵守や思いやりのある交通マナーの実践が主体的に行われるよう習慣づけることで、関係者一人ひとりの交通安全意識の高揚を促し、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。
- 6 期別の運動目標
建設産業関係者による交通事故死ゼロの達成
- 7 期別の運動重点項目
 - (1) 子どもと高齢者の安全確保
 - (2) 自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）
 - (3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - (4) 飲酒運転の根絶
 - (5) 工事現場周辺及び住宅部道路での減速と交差点における事故防止
 - (6) 過労運転及び過積載運行の防止
 - (7) 安全意識の向上（ディ・ライト運動の推進、ハイビームの活用等）

建設産業交通安全推進北海道本部

昭和54年7月28日設置

(一社)北海道建設業協会以下、全道の建設産業関係者が組織する29の業界団体で構成する。

本 部 長 岩田 圭剛 (一般社団法人 北海道建設業協会 会長)
副本部長 坂 敏弘 (一般社団法人 北海道建設業協会 副会長)

事務局 (一社)北海道建設業協会総務課
(札幌市中央区北4条西3丁目北海道建設会館7階)
TEL(011)261-6184 FAX(011)251-2305

・構成団体

- 一般社団法人北海道建設業協会（北海道本部）
- 札幌・函館・室蘭・小樽・空知・留萌・旭川・帶広・釧路・網走・稚内の各地方建設業協会（各地方本部）
- 建設業労働災害防止協会北海道支部
- 一般社団法人日本建設業連合会北海道支部
- 一般社団法人北海道舗装事業協会
- 一般社団法人北海道電業協会
- 一般社団法人北海道空調衛生工事業協会
- 北海道鉄筋業協同組合
- 北海道塗装組合連合会
- 北海道型枠工事業協同組合
- 一般社団法人北海道鳶土木工業連合会
- 北海道左官業組合連合会
- 北海道管工事業協同組合連合会
- 一般社団法人北海道造園緑化建設業協会
- 北海道造園組合連合会
- 一般社団法人北海道農業建設協会
- 一般社団法人北海道建築工事業組合連合会
- 一般社団法人北海道森林土木建設業協会
- 札幌中小建設業協会

令和4年度 工事着工期における建設産業交通事故防止
実施期間：令和4年5月1日（日）～6月30日（木）



「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者（死亡および障害・傷病3級以上）
の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

①安全衛生用品の頒布
②女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
③安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人
建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー11階
Tel.03-3591-8451 Fax.03-3591-8474
■取扱機関：（一社）北海道建設業協会
〒060-0004 札幌市中央区北4条西1
Tel. 011-261-6184 Fax. 011-251-2305

契約者と業界の発展のために <http://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険

検索

主 催 建設産業交通安全推進北海道本部

構成団体 （一社）北海道建設業協会（北海道本部）、札幌、函館、室蘭、小樽、空知、留萌、旭川、帯広、釧路、網走、稚内の各地方建設業協会（各地本部）建設業労働災害防止協会北海道支部
（一社）日本建設業連合会北海道支部 （一社）北海道舗装事業協会 （一社）北海道電業協会 （一社）北海道空調衛生工事業協会 北海道鉄筋業協同組合 北海道塗装組合連合会 北海道型枠工事業協同組合 （一社）北海道畜土木工業連合会 北海道左官業組合連合会 北海道管工事業協同組合連合会 （一社）北海道造園緑化建設業協会 北海道造園組合連合会 （一社）北海道農業建設協会 （一社）北海道建築工事業組合連合会 （一社）北海道森林土木建設業協会 札幌中小建設業協会

後 援 北海道開発局 北海道労働局 北海道運輸局 北海道森林管理局 （独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構北海道新幹線建設局 北海道 北海道警察 北海道市長会 北海道町村会 （公社）北海道交通安全推進委員会 東日本高速道路（株）北海道支社

協 賛 （公財）建設業福祉共済団 北海道砂利工業組合 北海道生コン輸送協会 （一社）日本碎石協会北海道地方本部 （公社）北海道トラック協会

総ぐるみ運動

少しのゆとりで
ココロも視野も広くなる



7つの運動の重点項目

- ①子どもと高齢者の安全確保
- ②自転車の安全利用の推進
(特に自転車安全利用五則の周知徹底)
- ③全ての座席のシートベルトと
チャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④飲酒運転の根絶
- ⑤工事現場周辺及び住宅部道路での
減速と交差点における事故防止
- ⑥過労運転及び過積載運行の防止
- ⑦安全意識の向上
(ディ・ライト運動の推進、ハイビームの活用等)

主催：建設産業交通安全推進北海道本部

7つの運動重点項目の徹底で 建設産業関係者による 交通事故死ゼロの達成を！

運動の目的

令和4年度の工事着工期を迎えるにあたり、建設産業関係者の交通事故抑止に向けて、関係機関が一丸となって交通安全総ぐるみ運動を展開し、交通ルールの遵守や思いやりのある交通マナーの実践が主体的に行われるよう習慣づけることで、関係者一人ひとりの交通安全意識の高揚を促し、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

1 子どもと高齢者の安全確保

子どもは大人の行動を見ています。子どもの手本となるよう交通規則の遵守と交通マナーの実践に心がけましょう。また、高齢者の事故が多発しています。高齢者の特性を理解し、「早期発見、安全確認、減速徐行」につとめましょう。

子どもの飛び出しや高齢者の横断に対応できる安全な速度で思いやりのある運転につとめましょう。



2 自転車の安全利用の推進 (特に自転車安全利用五則の周知徹底)

春になると自転車の利用者が増えてきます。

自動車運転者は、交差点等での自転車の有無をしっかり確認しましょう。そして、通勤等に自転車を利用する方は、「自転車安全利用五則」を守りましょう。

また、地域では自転車の危険な乗り方を見かけたら注意をしましょう。自転車の関連事故が大きな社会問題となっています。お互い交通ルール・マナーを守りましょう。



自転車安全利用五則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外です。
- ②車道は左側を通行しましょう。
- ③歩道は歩行者が優先です。車道寄りを徐行しましょう。
- ④安全ルールを守りましょう。
 - ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用しましょう。

3 全ての座席のシートベルトと チャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルトは命綱！後部座席を含めた全ての座席でシートベルトの着用が義務化されています。また、体格に合わせたチャイルドシートを正しく装着していないと非着用時と同様に危険です。あなた自身と大切な子どもを守りましょう。

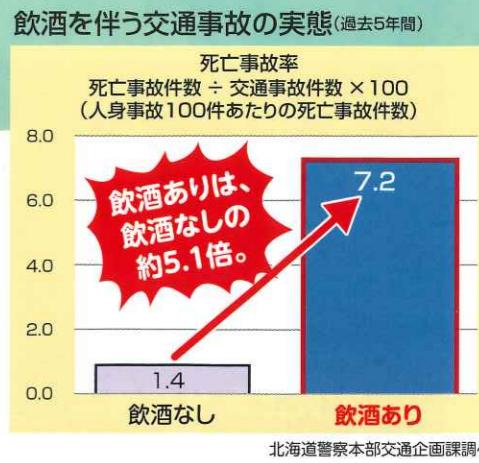
シートベルトの着用効果

- 事故が起きたとき…自身と同乗者の身を守る
- 運転姿勢の保持 …ハンドル操作が確実になる
- 運転疲労の軽減 …余計な動作を防止する
- 動体視力の向上 …腰が安定するため身体が車の動きに調和する
- 安全意識の向上 …シートベルトを着けることにより運転に集中できる



4 飲酒運転の根絶

飲酒運転は悪質な犯罪であるとの認識をしっかりと持ち、二日酔いを含めた飲酒運転の根絶を目指しましょう。「捕まらなければ大丈夫だ」という間違った考えをしていませんか？「飲酒したら運転しない」、「運転する人には飲ませない」を徹底しましょう。



5 工事現場周辺及び住宅部道路での減速と 交差点における事故防止

トラックや特殊車両の出入りが激しい工事現場周辺の道路は危険がいっぱいです。現場の整理整頓はもちろん、「死角」のできにくい環境づくりにもつとめましょう。また、職場内では交通安全教育を推進し、一人一人に安全速度の遵守や安全確認を徹底するなど、交通安全に対する意識を高める事も重要です。「毎日事故ゼロ」を目指し、実践する一人一人の自覚が大切です。



6 過労運転及び過積載運行の防止

過労運転は、大きな事故の原因となります。運転中の疲労を防止するため、休憩をとるようにしましょう。また、過積載は制動距離を伸ばし、カーブでのハンドル操作も不安定になるといった危険が生じます。積載に関しての法律を知ること、積載物の重量や積荷の種類・状態をしっかりと把握し、事故を未然に防ぎましょう。



7 安全意識の向上 (デイ・ライト運動の推進、ハイビームの活用等)

デイ・ライト運動とは、自動車運転中、屋間からライトを点灯させることで交通事故防止を図ろうとする運動です。また、車両の夜間走行は、他の車両のさまたげとなる時などを除き、ハイビーム走行が基本です。子どもや高齢者などを早期発見し、交通事故を防ぎましょう。

